

## 彦根市地域子育て支援拠点事業「チャチャチャひろば」運営事業者公募要項

### はじめに

彦根市(以下「市」という。)では、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援しています。

今回、東山児童館（里根町163番地6）で開設しているチャチャチャひろばを移転するにあたり、新たにチャチャチャひろばの運営を行う事業者(以下「事業者」という。)を募集します。

### 1 事業の概要

- (1) 名称 彦根市地域子育て支援拠点事業「チャチャチャひろば」運営事業
- (2) 事業の目的 子育て親子の交流や支援者との関わりを通じて、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する。
- (3) 移転予定地 アル・プラザ彦根 4階（彦根市大東町2番28号）
- (4) 移転予定地概要 26.49坪、利用者用駐輪場あり、利用者用駐車場あり（2時間まで無料）、地上6階・地下1階内の各階にエレベーター・エスカレーター・トイレあり、営業時間9:30～20:00
- (5) 開設日 週5日以上
- (6) 開設時間 1日6時間以上（10:30～15:30を含む）
- (7) 法令等の規定  
地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、重層的支援体制整備事業実施要綱 地域子育て支援拠点事業実施要領（令和5年8月8日成環第113号）、彦根市地域子育て支援拠点事業実施要綱、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）を含む労働関係法令、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、その他関係法令

### 2 事業者が行う業務および管理の基準

- (1) チャチャチャひろばの運営および管理に関すること。
- (2) 別添の仕様書に記載する業務に関すること。
- (3) 事業者としての業務は、一括して第三者に再委託等はできない。また、業務の一部を再委託する場合は、委託先を彦根市長に届け、承認を得ること。
- (4) 彦根市の施策としての事業に対して、積極的に取り組むこと。
- (5) 本仕様書に記載の業務は、事業を受けるに当たっての必要最低限の業務であり、事業者の企画により、事業を展開できるよう工夫を行うこと。

### 3 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（1年間）

### 4 委託料

基準価格 (年間委託料)	9, 573, 000円（消費税を含まない）
-----------------	------------------------

原則として会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）に支払いますが、詳細は選定後に締結する契約書で定め、原則として精算（余剰金の返還・不足分の補填）は行いません。なお、開設前に出入口部分を除く衝立の設置（H1,100 W5,555 D175、H1,100 W3,090 D175）・壁紙の張替・床材の貼付・看板設置については、市が費用を負担して工事を行います。

また、本市から支払う委託料ならびに子育て講座の実施による収入（講座の参加費、材料費等）をもって業務を行うものとします。移転場所の家賃・光熱水費・共益費の支払いは市が行うものとしますが、電気量は照明・音楽を鳴らす・メールのやり取り程度、ごみはティッシュ・画用紙の端材等日常業務で発生する程度のものとし、ルールに従い処理するものとします（大型ごみは不可）。

### 5 応募資格（次の条件を満たす団体に限る。）

（1）次のいずれかに該当する団体であること。

- ア 法人格を有する団体（社会福祉法人、NPO法人、一般社団法人、株式会社、合同会社 等）
- イ 法人格を有しない団体（任意団体）であって、規約等により団体の目的、代表者、意思決定方法および会計処理方法が明確に定められている団体

（2）団体として、過去に子育て支援、児童福祉、地域福祉等に関する事業実績を有すること、またはそれと同等の事業遂行能力を有すると認められること。

（3）団体またはその代表者が次の項目に該当しないこと。

- ア 法律行為を行う能力を有しない者
- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。例：同令第167条の11第1項）の規定により本市における一般競争入札等（指名競争入札は、準用規定により当然含まれる。）の参加を制限されている者
- エ 本市が行う建設工事等の請負または物品の購入もしくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者
- オ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者（本市の取消しに限定しない。）
- カ 彦根市および彦根市以外において、辞退により指定管理者（候補者）として不選定もしくは不指定となったことがある者で、その辞退の日から5年を経過しない者

- キ 破産、民事再生、会社更生その他 これらに準ずる手続き開始の申立てをしている者
  - ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号および同条第6号ならびに第32条第1項各号に掲げる者、もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある者
  - ケ 暴力団、暴力団員、暴力団員の親族（事実上の婚姻関係にある者を含む。）、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者または暴力団員と密接な関係を有する者が、役員や職員である者、または出資もしくは融資を行うなど、これらの者が事業活動に相当程度の影響力を有している者
  - コ 暴力団、暴力団員または暴力団員の親族（事実上の婚姻関係にある者を含む。）、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益供与を行っている者
  - サ 政治団体（政治資金規正法第3条第1項に規定する政治団体およびこれに類する団体）
  - シ 宗教団体（宗教法人法第2条に規定する宗教団体およびこれに類する団体）
  - ス 本市における事業者の指定において、その公正な手続を妨げる者または公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合する者
  - セ 直近の2年間において国税および地方税を滞納している者
- (4) 事業を円滑に実施するために必要な運営責任者および職員を配置できる体制を有し、社会的信望ならびに人的および物的管理能力を備え、契約内容を誠実に履行できる者
- (5) チャチャチャひろばの管理運営を行う上で必要な経営基盤（開設後、概ね2箇月分以上に相当する運営費を普通預金等により保有している。）および適切な会計処理・報告を行うことができる体制を有している者
- (6) 社会福祉法、児童福祉法、子ども・子育て支援法等の関係法令を熟知し、地域子育て支援拠点事業に熱意と理解を持ち、市、地域、子育てに関する団体等と積極的に連携できる者

## 6 選定に関する事項

### (1) 選定スケジュール

項目	期間等
募集要項等の公開および配布開始	令和8年1月 7日（水）
提案書類作成等に係る質問の受付	令和8年1月 21日（水）正午まで（必着）
提案書類作成等に係る質問の回答（公表）	令和8年1月 28日（水）予定
応募申込書類提出期限	令和8年2月 12日（木）正午まで（必着）
審査会（書類審査、プレゼンテーション、ヒアリング）	令和8年2月 20日（金）
選定結果の通知（郵送） 審査結果の公表（市ホームページ）	令和8年2月 26日（木）予定

## （2）質問の受付

- ア 受付期限 令和8年1月21日(水)正午まで(必着)
- イ 受付方法 「別紙5質問書」を作成し、必ず電話にて送付を連絡後、電子メールでこども若者支援課まで提出してください。質問受付期間以外の質問、電話・来庁による問い合わせには応じられません。
- ウ 連絡先・送付先 問合せ先と同じ

## （3）質問の回答方法

各事業者からの質問内容を取りまとめ、質問および回答を彦根市ホームページにて公表します(ただし、質問のあった事業者名は非公表とし、質問者への個別回答は行いません。)。なお、公表した質問の回答内容は、募集要項の追加または修正とみなします。

## 7 応募申込書類

### （1）提出書類・提出部数

「別紙4 提出書類一覧表」に記載のとおり書類を提出してください。

### （2）提出期限

令和8年2月12日(木)正午まで(必着)

### （3）提出方法

必要事項を記入の上、原則、彦根市こども家庭部こども若者支援課に直接持参してください。ただし、彦根市の休日を定める条例（平成2年彦根市条例第12号第1条）に定める市の休日は受付を行いません。直接持参が困難な場合は、配達でも差し支えありませんが、一般書留等送達過程の記録があるものとし、受付期間内必着とします。それ以外の方法による提出または受付期間終了後の申し込みは受け付けません。

## 8 事業者の選定

### （1）選定方法

本市が設置する彦根市地域子育て支援拠点事業「チャチャチャひろば」運営事業者選定審査会（以下「選定審査会」という。）において、応募事業者からのプレゼンテーションおよび審査員によるヒアリングを実施し、「別紙3 彦根市地域子育て支援拠点事業「チャチャチャひろば」運営事業者選定審査会審査基準」に基づき審査および事業者の決定を行います（公募型プロポーザル方式）。

- ・ 公正、公平な選定を実施し、適正な審査を行うため、選定方法について一部変更することがあります。
- ・ 審査の過程において、事業者に対し、提出書類の修正や追加資料の提出を求めることがあります。
- ・ 審査会の詳細日時ならびに会場等については、後日、応募事業者に文書で通知します。
- ・ 1事業者当たり20分程度のヒアリングを行うものとします。

- ・ 応募事業者は、応募内容について十分な説明が行える者3名以内で、審査会に出席してください。
- ・ 現場説明会は実施しません。
- ・ 書類に虚偽の記載があった場合、または提出すべき必要書類が欠如している場合は、その時点で失格とします。ただし、やむを得ない事情により修正が生じた場合、その他本市が承諾したものについては、この限りではありません。

#### (2) 選定結果と公表

事業者の決定は、令和8年2月26日(木)を予定しており、選定結果は応募者全員に文書で通知し、決定事業者名等については市ホームページにて公表を行います(審査内容および審査経過については公表しません。)。

なお、選定に関する異議の申し立ては認めず、電話等による問い合わせには一切応じません。

#### (3) 調達の取りやめ・再募集

次の場合は、本公募の取り止めまたは一時中止とし、再度公募を行います。

- ア 応募がなかった場合
- イ 応募があったものの適切な提案がなく、候補者が選定できない場合
- ウ 選定の結果を通知した後に事業者に指定できない次のような事情が生じた場合
  - ① 事業者(候補者)が倒産、解散等の状態になり、団体としての能力や存在をなくしたとき。
  - ② 応募資格がなかったことが判明したとき。
  - ③ 事業者(候補者)が提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
  - ④ 辞退(ただし、市が真にやむを得ないと認める理由に限る。)

#### (4) 次点者の取り扱い

事業者として決定された者が辞退した場合、次点者(審査会において選定基準を満たす評価を受けた者に限る。)を繰り上げて事業者に決定することがあります。

### 9 選定後の手続き等について

#### (1) 事業者との契約締結

審査により選定した最適な提案者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、候補者が提案した金額以内の金額で地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとします。

なお、本募集要項で示した要件を変更する必要が生じた場合などは、決定事業者と協議を行い対応するものとします。

#### (2) 業務等の引継ぎ

事業者の決定を受けた後から彦根市地域子育て支援拠点事業「チャチャチャひろば」の開設(令和8年4月下旬予定)までの間に、市(現在のチャチャチャひろば)との間で業務の

引継ぎを行い、市（現在のチャチャチャチャひろば）が所有・使用している物品の中から、開設時に必要な物品を使用する場合は、使用物品リストを提出の上、事業者の負担による搬入をしてください。なお、この期間の給与等の経費に関して、市は負担しません。

また、特に必要な限り開設後に業務の実施のために市から職員を派遣することはいたしません。

### （3）業務の継続が困難となった場合の措置について

事業者との契約に基づく期間中において、事業者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

#### ア 事業者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

事業者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合は、本市は契約の取消ができます。この場合、本市に生じた損害は事業者が賠償するものとします。なお、次期事業者が円滑かつ支障なく運営業務を遂行できるよう、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

#### イ その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等および事業者双方の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難になった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、契約期間終了若しくは契約取消などにより次期事業者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

## 10 その他

- （1）複数の申請を行うことはできません。
- （2）申請に係る費用は、すべて応募者の負担とします。
- （3）申請書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、公募や選定に係る公表をする場合やその他本市が必要と判断するときは、市は申請書類の全部または一部を無償で使用できるものとします。
- （4）申請内容に、特許権、商標権その他法令に基づいて保護される第3者の権利を用いる提案があり、これらを用いた結果生じる事象に係る責任は、すべて応募者が負うこととします。
- （5）申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- （6）申請の辞退は、選定委員会開催の前日までに限り書面（別紙6）をもって行うことができます。ただし、この場合においても申請書類は返却しません。
- （7）応募者が次の要件に該当する場合は、選定審査の対象から除外または失格とします。この場合、事業者は、すでに要した費用の弁済を求めるることはできないこととします。

- ア 応募書類の内容に重大な不備や虚偽の記載があったと認められた場合や、市のヒアリング等において虚偽の説明等を行った場合
- イ 応募資格のない者または応募資格を取り消された者が応募した場合
- ウ 応募書類の提出後、ヒアリングを実施するまでの間において収支予算書および提案書の内容を市の承諾なく変更した場合(各計画以外の事項に関しても変更するに当たっては隨時事前の相談が必要)または応募書類が本要項記載の要件を満たさない場合
- エ 市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市が認める場合
- オ 応募期間終了後において応募者が前記の応募条件等を満たさなくなった場合
- カ 申請者または申請者の代理人ならびに関係者が選定に対する不当な要求を行った場合
- キ その他不正な行為があった場合

(8) 以下の場合は、設置・運営事業者の決定を取り消す場合があります。この場合、事業者は、すでに要した費用の弁済を求めるることはできないこととします。

- ア 本募集要項に記載された事項について、重大な違背行為があったと認めるとき。
- イ 事業計画に大幅な変更が生じ変更後の計画が募集条件を満たさなくなったとき。
- ウ 事業者の責めによる事情により事業開設に大幅な遅延が生じることが判明したとき、あるいは事業実施が困難なことが判明したとき。
- エ その他の事情により、施設整備中および開設後に適切な事業実施が困難であると市が判断したとき。

(9) 事業者の決定を受けた後に、事業の実施を取り止める場合は、必ず事前に市と協議した後、速やかに辞退届(任意様式)を提出してください。

#### 1.1 申請書類の提出先および問い合わせ先

彦根市こども家庭部こども若者支援課 担当者：幾世、東郷

〒522-0041 彦根市平田町670番地

電話：0749-49-2251 FAX：0749-26-1768

メールアドレス：[kowaka@ma.city.hikone.shiga.jp](mailto:kowaka@ma.city.hikone.shiga.jp)